

「ジェンダーの視点」の実現

(担当業務への反映方法)

平成19年3月16日
国際協力局 多国間協力課

計画立案の場合

1. ジェンダー政策や取組みの枠組みを把握する
 - ・女性やジェンダーに関する政策を策定しているか？
 - ・北京行動綱領の実施に関する行動計画を策定しているか？
 - ・CEDAW（女子差別撤廃条約）を批准しているか？
 - ・ジェンダー課題の達成において中心的な役割を果たしている国内機構（女性省や各省庁の女性/ジェンダー問題担当部局など）やNGOはどこか？

2. ジェンダー課題や女性の状況を把握する
 - ・事前評価において、男女別のデータを活用する
 - ・支援分野における男女別の状況を分析する
 - 一番最近の CEDAW（女性差別撤廃条約）報告書（政府作成のものと NGO 作成のもの両方）
 - 北京プラス10のレビュー会合のために各国政府が正式に回答した調査票
 - 国別人間開発報告書（National Human Development Report）
 - ミレニアム開発目標レポート（MDG Report）

○各開発課題やセクターにおける男女格差を把握するには、以下のような観点が有用。

 - ・この課題（セクター）における男性と女性それぞれの一番重要なニーズは何か？
 - ・この課題（セクター）においてプロジェクトや具体的な支援を行った場合、男性と女性は平等に裨益すると考えられるか？
 - ・この課題（セクター）における援助から男性と女性が平等に裨益することを阻む最大の要因として考えられるのは何か？
 - ・これらの阻害要因を軽減するための対応策にはどのようなものが考えられるか？

3. 日本 GAD イニシアティブとの整合性を確認する
 - ・事前評価にジェンダーの視点は組み込まれているか？女性の社会的・経済的状況を把握するための調査は行われているか？
 - ・北京宣言・行動綱領や女子差別撤廃条約などの国際誓約を把握し、その実現にむけた取組を支援するような配慮がされているか？

- ・ジェンダー・マシナリー、NGOや市民社会との連携や、他の援助国や国際援助機関との情報収集を積極的に推進しているか？